

(監 督 員)

【公共建築工事用】 監督員1

(監 督 員)

【公共建築工事用】 監督員2

(監 督 員)

【公共建築工事用】 監督員3

考 査 項 目 別 運 用 表

(監 督 員)

考査項目	細 別	a	b	c	d	e
2 施工状況	Ⅱ 工程管理	工程管理が適切である	工程管理がほぼ適切である	他の評価に該当しない	工程管理がやや不適切である	工程管理が不適切である
	評価結果 	● 評価対象項目 1 実施工程表が工事着手前に提出され、関連工事との調整も適切に行われている。 2 現場での工程管理を詳細工程表やパソコン等を用いて、日常的に把握している。 3 工程のフォローアップを実施し、受注者の責により関連工事及び入居官署等に対し、影響を及ぼす工程の遅れがない。 4 現場または施工条件の変更への対応が積極的で、処理が早い。 5 工程に関する各種制約等があるにもかかわらず、工期内にスムーズに作業を行っている。 6 受注者の責による夜間や休日の作業がない。 7 休日・代休の確保を行っている。 8 近隣住民（入居官署等を含む）との調整を積極的に行い、円滑な工事進捗を行っている。 9 「施工プロセス」チェックリストのうち、工程管理について指示事項が無い。または指示事項に対する改善が速やかに実施された。 10 その他 理由： 評価 該当			工程管理に関して、監督員が文書による改善指示を行った。	工程管理に関して、監督員からの文書による改善指示に従わなかった。
		● 判断基準 評価値が90%以上・・・・・・・・・・ a 評価値が80%以上90%未満・・・・・・・・ b 評価値が60%以上80%未満・・・・・・・・ c 評価値が60%未満・・・・・・・・・・ d ① 当該「評価対象項目」のうち、対象とする項目のみ選択する。 ② 評価項目数を母数として計算した比率（％）計算の値で評価する。 ③ 評価値（ ％）＝該当項目数（ ） / 評価対象項目数（ ） × 100				

(監 督 員)

【公共建築工事用】 監督員5

考 査 項 目 別 運 用 表

(監 督 員)

考査項目	細 別	a	b	c	d	e
2 施工状況	IV 対外関係	対外関係が適切である	対外関係がほぼ適切である	他の評価に該当しない	対外関係がやや不適切である	対外関係が不適切である
	評価結果 	● 評価対象項目 1 工事施工にあたり、関係官公署等の関係機関と協議及び調整を行い、トラブルの発生がない。 2 工事施工にあたり、近隣住民（入居官署等を含む）と適切に協議及び調整を行っている。 3 引渡し時に入居官署に対し、保守管理について適切な説明を行っている。 4 工事の目的及び内容を、工事看板などにより地域住民や通行者等に分りやすく周知している。 5 近隣住民（入居官署等を含む）対策を実施し、苦情がない。または苦情に対して適切な対応を行い、以後のトラブルがない。 6 現場のイメージアップに、取り組んでいる。 7 「施工プロセス」チェックリストのうち、対外関係について指示事項が無い。または指示事項に対する改善が速やかに実施された。 8 その他 理由： 評価 該当 ● 判断基準 評価値が90%以上・・・・・・・・・・ a 評価値が80%以上90%未満・・・・・・ b 評価値が60%以上80%未満・・・・・・ c 評価値が60%未満・・・・・・ d ① 当該「評価対象項目」のうち、対象とする項目のみ選択する。 ② 評価項目数を母数として計算した比率（%）計算の値で評価する。 ③ 評価値（ ）＝該当項目数（ ） / 評価対象項目数（ ） × 100			対外関係に関して、監督員が文書による改善指示を行った。	対外関係に関して、監督員からの文書による改善指示に従わなかった。

考 査 項 目 別 運 用 表

(監 督 員)

考査項目	細 別	a	b	c	d	e
3 出来形 及び出来 ばえ	I 出来形	出来形管理が適切である	出来形管理がほぼ適切である	他の評価に該当しない	出来形管理がやや不適切である	出来形管理が不適切である
		● 評価対象項目 1 承諾図等が、設計図書を満足している。 2 施工図等が、設計図書を満足している。 3 現場における出来形が設計図書を満足し、適切な施工である。 4 施工計画書等で定めた出来形の管理基準に基づき、管理している。 5 出来形の管理記録が適切にまとめられており、結果が良好である。 6 出来形の管理方法を工夫している。 7 解体又は撤去工事の場合、撤去対象物の範囲等が確認でき、処分が適切である。 8 不可視部分となる出来形が、工事写真、施工記録により確認できる。 9 その他 理由： 評価 該当				☐ 出来形に関して、監督員から文書による改善指示を行った。 ☐ 契約約款第17条に基づき監督員が改造請求を行った。
		● 判断基準 評価値が90%以上 a 評価値が80%以上90%未満 b 評価値が60%以上80%未満 c 評価値が60%未満 d ① 当該「評価対象項目」のうち、対象とする項目のみ選択する。 ② 評価項目数を母数として計算した比率（%）計算の値で評価する。 ③ 評価値（ %）＝該当項目数（ ） / 評価対象項目数（ ） × 100 ※ 出来形の対象は「材料、機材」と「施工の完了したもの」であり、工事目的物の形状、寸法、位置、数量並びに管理記録と設計図書を対比することにより評価を行う。				

考 査 項 目 別 運 用 表

(監 督 員)

考査項目	細 別	工 種	a	b	c	d	e
3 出来形 及び出来 ばえ	Ⅱ 品質	☐ 建築工事	品質管理が適切である	品質管理がほぼ適切である	他の評価に該当しない	品質管理がやや不適切である	品質管理が不適切である
		評価結果 工事比率 ☐ デザインビルド 方式の場合は☑ を入れ工事比率 を入力して下さい。 ● 評価対象項目 1 材料・製品の品質が、製作図等により確認でき、設計図書を満足している。 2 品質確認記録の内容が、適切である。 3 施工の各段階における完了時の、品質が適切である。 4 躯体工事における施工の品質が、良好である。 5 内外仕上げ工事における施工の品質が、良好である。 6 不可視部分となる品質確認のための工事写真、施工記録等が整備されている。 7 その他 理由： 評価 該当 ● 判断基準 評価値が90%以上・・・ a 評価値が80%以上90%未満・・・ b 評価値が60%以上80%未満・・・ c 評価値が60%未満・・・ d ① 当該「評価対象項目」のうち、対象とする項目のみ選択する。 ② 評価項目数を母数として計算した比率（％）計算の値で評価する。 ③ 評価値（ ）＝該当項目数（ ） / 評価対象項目数（ ） × 100 ※1 目的物の品質の水準を評価すること。 ※2 品質の対象は、「材料、機材」と「施工が完了したもの（システムを含む）」があり、工事目的物の品質及び品質管理に関する各種の記録と設計図書を対比することにより技術的な評価を行う。 ※3 デザインビルド方式等で建築工事・電気設備工事・暖冷房衛生設備工事等が2工種以上複合している工事については、それぞれの工種毎に評価し、工事費内訳による加重平均などの方法によってよいものとする。また、改修工事等で付帯工事を含む場合は、主要工事で評価するものとし工事比率は100%とする。					

考 査 項 目 別 運 用 表

(監 督 員)

考査項目	細 別	工 種	a	b	c	d	e		
3 出来形 及び出来 ばえ	Ⅱ 品質	☐ 電気設備工事 受変電設備工事 ☐ デザインビルド 方式の場合は☑ を入れ工事比率 を入力して下さい。	品質管理が適切である	品質管理がほぼ適切である	他の評価に該当しない	品質管理がやや不適切である	品質管理が不適切である		
評価結果 工事比率 			● 評価対象項目 1 機材の品質が、承諾図等により確認でき、設計図書を満足している。 2 施工の各段階における完了時の試験方法及び記録の方法が、適切である。 3 品質確認記録の内容が、適切である。 4 システムの性能及び機能に関する試運転、確認方法等が適切であり、記録の内容が設計図書を満足している。 5 機材及び施工の品質が、良好である。 6 不可視部分となる品質確認のための工事写真、施工記録等が整備されている。 7 その他 理由：			評価 該当 		☐ 品質の管理に関して、監督員から 文書による改善指示を行った。 ☐ 契約約款第17条に基づき監督員 が改造請求を行った。	
			● 判断基準 評価値が90%以上・・・・・・・・・・ a 評価値が80%以上90%未満・・・・・・ b 評価値が60%以上80%未満・・・・・・ c 評価値が60%未満・・・・・・ d						
			① 当該「評価対象項目」のうち、対象とする項目のみ選択する。 ② 評価項目数を母数として計算した比率（％）計算の値で評価する。 ③ 評価値（ ％）＝該当項目数（ ） / 評価対象項目数（ ） × 100 ※1 目的物の品質の水準を評価すること。 ※2 品質の対象は、「材料、機材」と「施工が完了したもの（システムを含む）」があり、工事目的物の品質及び品質管理に関する各種の記録と設計図書を対比することにより技術的な評価を行う。 ※3 デザインビルド方式等で建築工事・電気設備工事・暖冷房衛生設備工事等が2工種以上複合している工事については、それぞれの工種毎に評価し、工事費内訳による加重平均などの方法によってよいものとする。また、改修工事等で付帯工事を含む場合は、主要工事で評価するものとし工事比率は100%とする。						

(監 督 員)

【公共建築工事用】 監督員10

考 査 項 目 別 運 用 表

(監 督 員)

考査項目	細 別	工 夫 事 項	
5 創意工夫	I 創意工夫	【準備・後片づけ】	【安全衛生】
		1 測量・位置出しにおける工夫	27 安全仮設備等の工夫（落下物、墜落・転落、挟まれ、看板、立入禁止柵、手摺り、足場等）
		2 現地調査方法の工夫	28 安全衛生教育、技術向上講習会等、ミーティング、安全パトロール等に関する工夫
		3 その他 理由：	29 現場事務所、休憩所等の環境向上の工夫
			30 酸欠対策・有毒ガス・可燃ガスの処理または粉塵防止策や作業中の換気等の工夫
			31 周辺道路等の事故防止または一般交通確保等のための工夫
			32 改修工事における既存施設利用者等に対する安全対策の工夫
			33 作業時における作業環境改善等の工夫
			34 ゴミの減量化、アイドリングストップの励行等の地球環境への工夫
			35 その他 理由：
	具体的な評価内容		
	【施工】	【施工管理】	
	4 施工に伴う器具、工具、装置等の工夫	36 出来形の管理等に関する工夫	
	5 工場加工製品等の活用による副産物及び廃棄物の減少またはリサイクルに対する積極的な取組み	37 施工計画書または写真記録等に関する工夫	
	6 土工事、地業工事、鉄骨建て方、コンクリート工事等の施工関係の工夫	38 出来形・品質に関する計測等の工夫及び集計の工夫	
	7 建築材料・機材等の運搬・搬入等を含む施工方法に工夫	39 C A D、施工管理ソフト等の活用	
	8 電気設備工事等の配線、配管等の工夫	40 C A L Sを活用した施工管理の工夫	
	9 暖冷房衛生設備工事等の配管、ダクト等の工夫	41 その他 理由：	
	10 照明・視界確保等の工夫	具体的な評価内容	
	11 仮排水、仮道路、迂回路等の計画・施工の工夫		
	12 運搬車両・施工機械等の工夫	【その他】	
	13 型枠、足場、山留め等の仮設関係の工夫	42 N E T I S（新技術情報提供システム）登録技術のうち有用な新技術を活用した	
	14 施工管理及び品質向上等の工夫	43 N E T I S（新技術情報提供システム）登録技術のうち活用した有用な新技術が「少実績優良技術」である場合	
	15 プレハブ工法等の採用による工期短縮等の工夫	※ 新技術の活用に関する上記項目は最大2点の加点とする。	
	16 仮設施工等の工夫	44 その他 理由：	
	17 既存施設・近隣等に対する騒音・振動対策等の工夫	45 その他 理由：	
	18 保全への配慮による材料選定・施工方法等の工夫	46 その他 理由：	
	19 作業の安全性向上のための施工方法等の工夫	具体的な評価内容	
	20 その他 理由：		
	具体的な評価内容		
	【品質】		
	21 集計ソフト等の活用と工夫		
	22 躯体工事の品質管理の工夫		
	23 建築材料・機材の検査・試験に関する工夫		
	24 施工の検査・試験に関する工夫		
	25 品質記録方法の工夫		
	26 その他 理由：		
	具体的な評価内容		

※1 特に評価すべき創意工夫例を加点評価する。

※2 該当する数と重みを勘案して評定する。1項目1点を目安とするが、内容によってはそれ以上の点数を与えてもよい（1項目3点まで）。

※3 全体で最大7点の範囲の加点評価とする。

※4 上記の考査項目の外に評価に値する企業の工夫があれば、その他に具体的内容を記載して加点する。

【運用】 創意工夫においては、施工計画書にそのことが記載され、又は受注者から自主的に資料が提出され、それらの項目が該当すると判断し施工等に反映されていた場合に限り評価する。